

議案第 8 号

市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例等の
一部改正について

市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正
する条例を次のように定める。

平成 20 年 9 月 5 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例等の
一部を改正する条例

(市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和
31 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市川市特別職の職員の給与及び議員報酬等並びに旅費及び費用
弁償に関する条例

第 1 条中「報酬、同条第 3 項の規定に基づく費用弁償、同条第 4 項の規定
に基づく期末手当並びに」を「議員報酬、同条第 2 項の規定による費用弁償
及び同条第 3 項の規定による期末手当、法第 203 条の 2 第 1 項の規定によ
る報酬及び同条第 3 項の規定による費用弁償並びに法」に、「、特別職」を
「特別職」に、「同条第 1 項」を「同項」に、「に基づく手当」を「による手
当」に改める。

第 2 条第 1 項中「報酬」を「議員報酬又は報酬の支給」に、「次の」を

「、次の」に改め、同項第4号中「非常勤の職員」を「非常勤職員」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「議会の議員、」を削り、「議員等」を「委員会の委員等」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 議会の議員

第3条の見出し中「給与」の次に「及び議員報酬等」を加え、同条第1項中「給料」の次に「、議員報酬」を加え、「次の各号に」を「、次に」に改め、同項第1号中「及び議員等」を「、議会の議員及び委員会の委員等」に改め、同条第2項中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第4条の見出し中「給与」を「給料及び議員報酬等」に改め、同条第1項中「若しくは議員等」を「、議会の議員若しくは委員会の委員等」に、「又は死亡した者の給料」を「、若しくは死亡した者の給料、議員報酬」に、「又は退職、失職、免職」を「退職し、失職し、若しくは免職され、」に改め、同条第4項中「給与」を「給料、議員報酬及び報酬」に改める。

第5条第1項中「及び議員等」を「、議会の議員及び委員会の委員等」に、「額とする」を「とおりとする」に改める。

別表第1職名の項中「給料」の次に「、議員報酬」を加える。

(市川市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第2条 市川市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「の報酬」を「の議員報酬」に、「調査、審議し」を「調査審議し」に、「、答申する」を「答申する」に改める。

(市川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第3条 市川市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

地方自治法の改正により議員に対して支給される報酬の名称が議員報酬に改められたこと等に伴い、関係条例中の条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。